

企業の皆様の新商品・
新技術開発の
お手伝いをします！

オンリーワン企業 育成技術開発支援事業補助金

平成 21 年度募集について

財団法人三重県産業支援センターでは、独自の技術を有する三重県内の中小企業者等が、川下製造業者の課題やニーズを反映しながら自ら策定した高度化計画に基づき行う新商品や新技術に関する研究開発に係る経費の一部を、企業の発展段階に応じて助成するオンリーワン企業育成技術開発支援事業補助金を実施しています。研究開発をご予定であれば、是非チャレンジされてみてはいかがでしょうか！

補助対象者

三重県内に主たる事務所または事業所を有する中小企業者、組合等
(※創業後 5 年以上経過した中小企業者等が対象です)

対象事業枠

- ① 公設試共同・連携事業枠…… 県の試験研究機関との共同研究・連携又は技術アドバイスを受けて行う新技術の実用化や新商品の試作のための研究開発
- ② チャレンジ事業枠…………… 十分な調査研究と基礎研究の結果をもとに行う新技術の実用化や新商品の試作のための研究
- ③ オンリーワン事業枠…………… 高度化計画の実践評価を踏まえて行うオンリーワンを目指す研究開発

補助金額・補助率

事業枠	補助率	補助限度額
公設試共同・連携事業枠 チャレンジ事業枠	補助対象経費の 1/2 以内	1 件あたり 150 万円～400 万円
オンリーワン事業枠	補助対象経費の 1/3 以内	1 件あたり 600 万円～1,000 万円

補助対象期間

単年度又は 2 ヶ年

評価方法

産学官の有識者からなる審査委員会において「事業化計画への実践度・寄与度」、「研究開発の実現可能性」、「財務の健全性」等について評価を行い、交付予定者を決定します。

応募期間 (予定)

平成 21 年 4 月 13 日(月) ～ 5 月 29 日(金) 17 時必着

ホームページ：<http://www.miesc.or.jp/>

「募集！オンリーワン企業育成技術開発支援事業補助金の募集について」からアクセスしてください。
※詳細については公募に合わせ掲載する予定です。

応募先・問い合わせ先

財団法人三重県産業支援センター ものづくり支援課ものづくり G

〒514-0004 津市栄町 1 丁目 891 三重県合同ビル 5 階

TEL：059-228-3171 FAX：059-228-3800

E-mail：monozukuri@miesc.or.jp

出来るだけ
早い時期にご相談
されることを
お勧めします。



◆事業の対象課題と主な対象経費について

事業枠	①公設試共同・連携事業枠 ②チャレンジ事業枠 ③オンリーワン事業枠 のいずれかを選択してください
対象課題	次のいずれかに該当し、かつ当該研究開発等を行う中小企業者のイノベーション（技術革新）に寄与するもの (1)製品の開発のための技術 (2)生産、加工又は処理のための技術 (3)工法の開発のための技術 (4)ソフトウェア、情報処理に関する技術 (5)その他理事長が適当と認めたもの
主な対象経費	(1) 機械装置・工具器具費 - 研究開発に必要な機械、装置等及びその付帯品（ソフトウェアの開発に必要な機器を含む）の購入、製作、改良、修繕に要する経費 - 研究開発において製作する試作品に使用する機械、装置の購入、製作、改良に要する経費など (2) 原材料費 - 研究開発に必要な原材料、副資材等の購入に要する経費 (3) 直接人件費 - 研究開発に直接従事する者の直接作業時間に対するものに限る。 ※この経費は、補助対象経費合計額の1/3（ソフトウェア・情報処理関連技術の研究開発の場合は2/3）を超えない額とします。 (4) その他の経費 - 研究開発に必要な部材等の外注加工に要する経費 - 技術指導の受け入れや技術導入に要する経費 - 分析、試験、検査、プログラム作成等を委託する場合に要する経費 - 調査、研究等のための旅費、受講料、講師謝金 など (5) 特許等の取得に要する経費 - 研究開発に係る特許、実用新案、意匠の出願及び出願審査請求（又は実用新案技術評価書の請求）に要する手数料及び弁理士費用 ※但し、補助対象経費合計額の1/3を超えない額等の制限があります。 産学官連携により研究開発を行う場合（上記に加え、以下の経費が対象になります） (6) その他の経費 - 共同研究の実施に必要な納付金等の費用（三重県の試験研究機関と共同で実施するものを除く） ※三重県の試験研究機関と共同で事業を実施する場合、試験研究機関には三重県から別途予算措置がされますので、補助対象とはなりません。 (7) 特許等の取得に要する経費 - 研究開発（三重県の試験研究機関と共同で実施するものを除く）に係る特許、実用新案、意匠の出願及び出願審査請求（又は実用新案技術評価書の請求）に要する手数料及び弁理士費用 ※但し、補助対象経費合計額の1/3を超えない額等の制限があります。 (8) 事務費 - 共同研究の相手方との連絡、打合せ等のための旅費 - 共同研究の相手方との連絡、打合せ等に要する会場借料等の経費

◆応募受付から交付決定までの手順

（時期は目安ですので、実際には前後する場合があります。）

主な手順	応募受付	審査	内定	交付申請	交付決定	補助事業開始
時期の目安	～5月29日	～7月中旬まで	7月下旬頃	8月初旬頃	8月初旬頃	交付決定日以降
	個別相談を 随時 受け付けます	審査委員で 審議します	結果を 全応募者に 連絡します	内定者向け 説明会を 開催します	企業名・ テーマ等を 公表します	交付決定日以降 が交付対象期間 となります